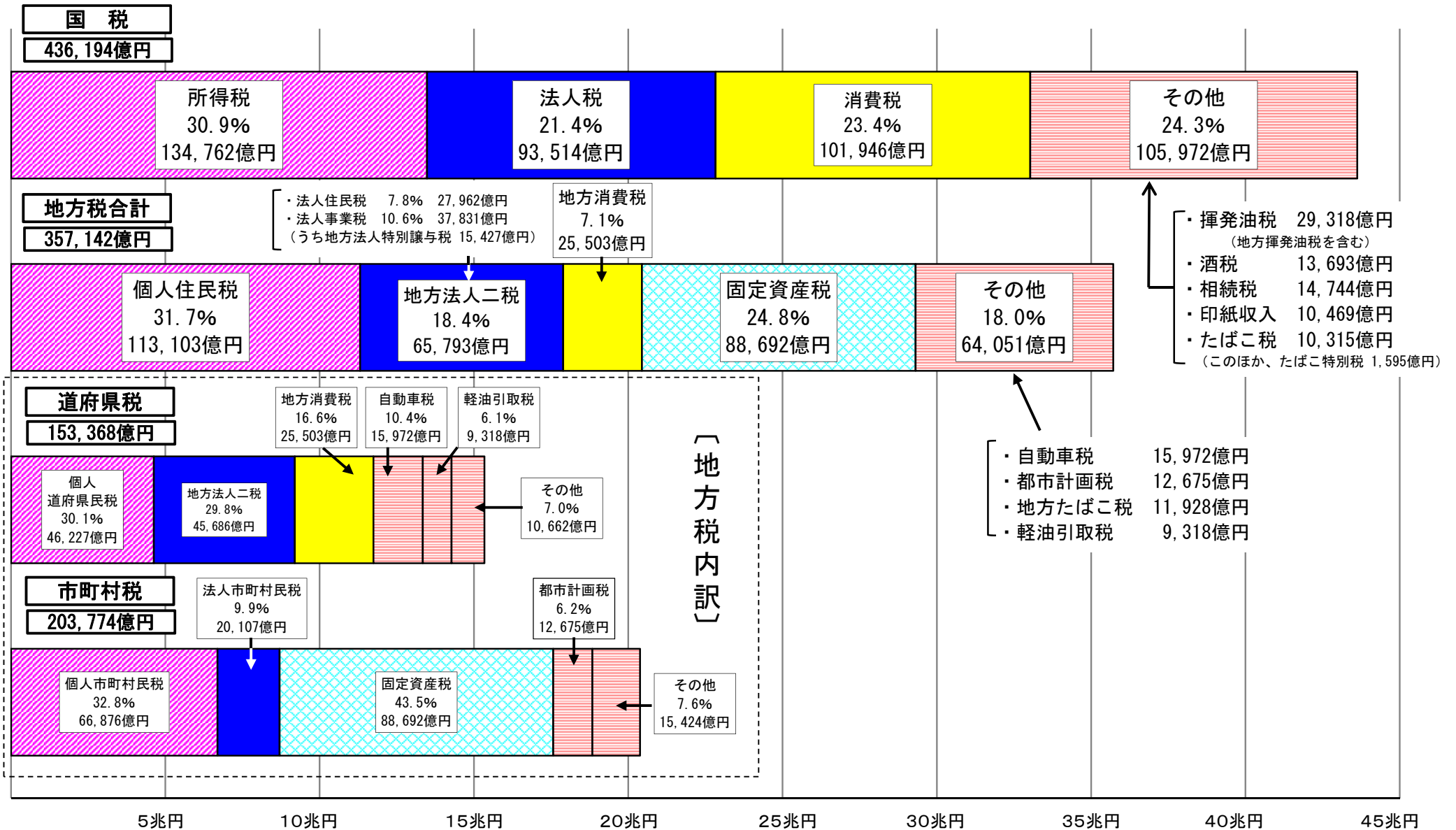


# 参考資料

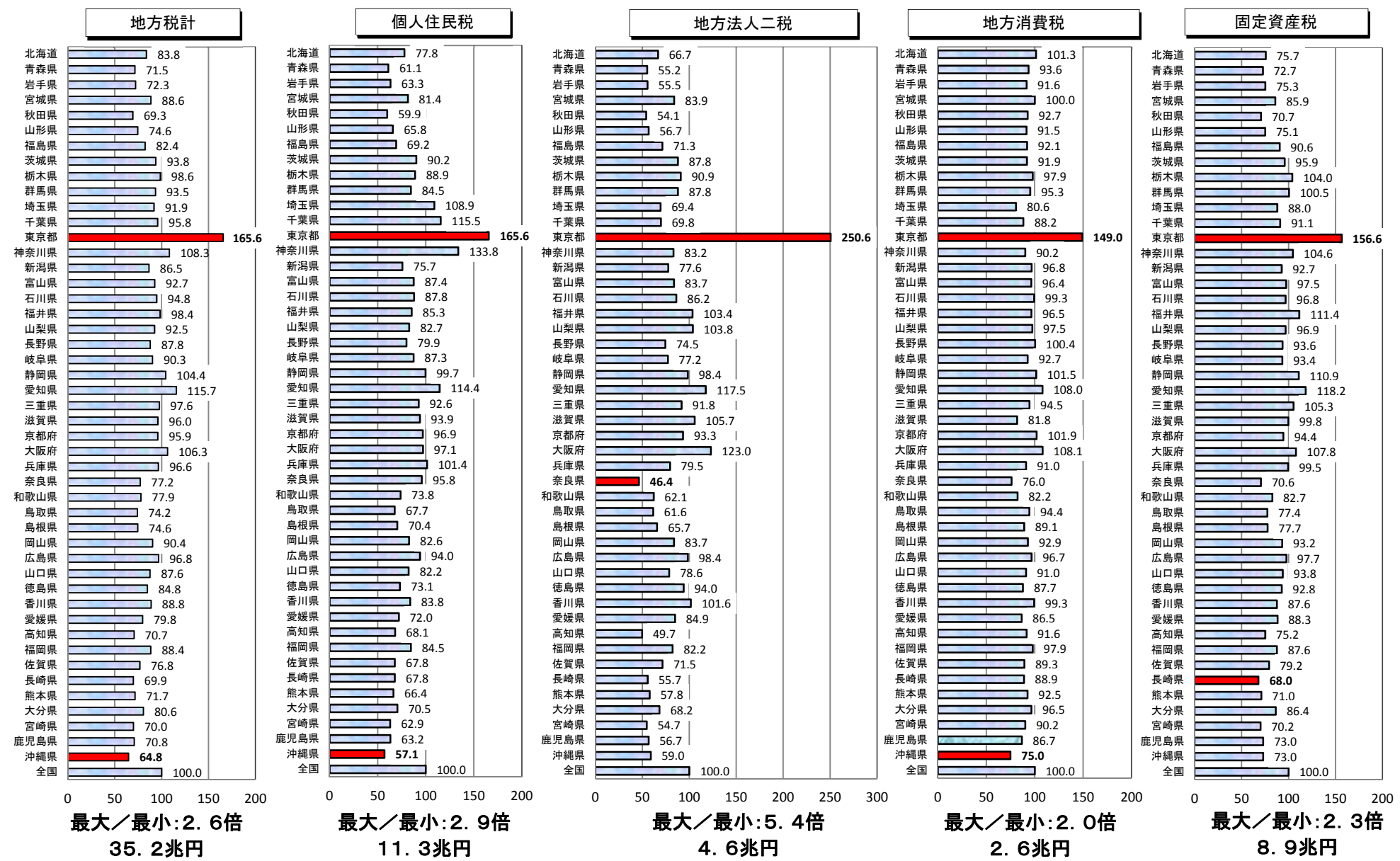
# 国税・地方税の税収内訳（平成23年度決算額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
 2 国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。  
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。  
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

図表 2

# 地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度決算額)



最大/最小: 2.6倍  
35.2兆円

最大/最小: 2.9倍  
11.3兆円

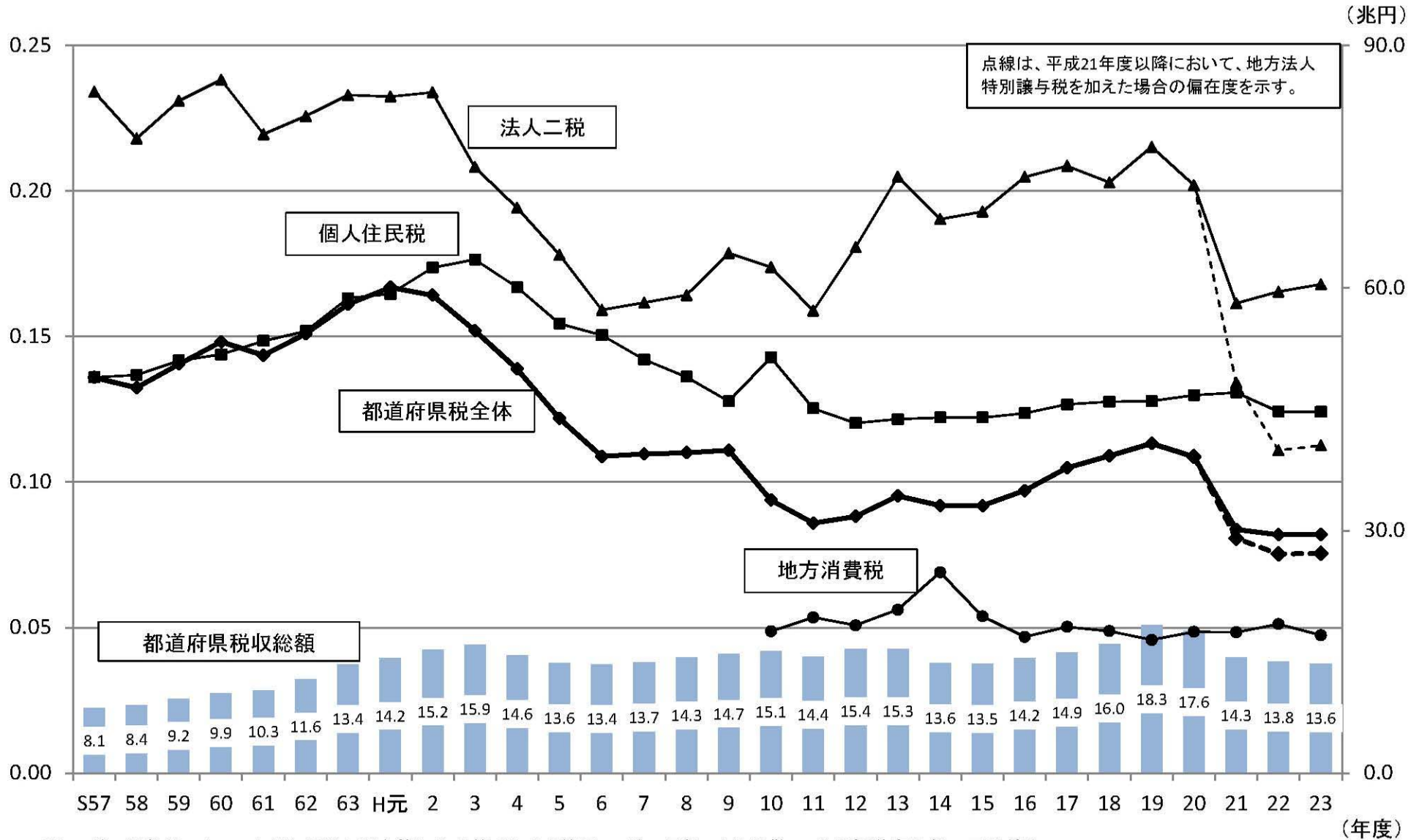
最大/最小: 5.4倍  
4.6兆円

最大/最小: 2.0倍  
2.6兆円

最大/最小: 2.3倍  
8.9兆円

※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである  
 ※ 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである  
 ※ 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く  
 ※ 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く  
 ※ 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く  
 ※ 「最大/最小」は、各道府県別の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である  
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による

### 都道府県税の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。  $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

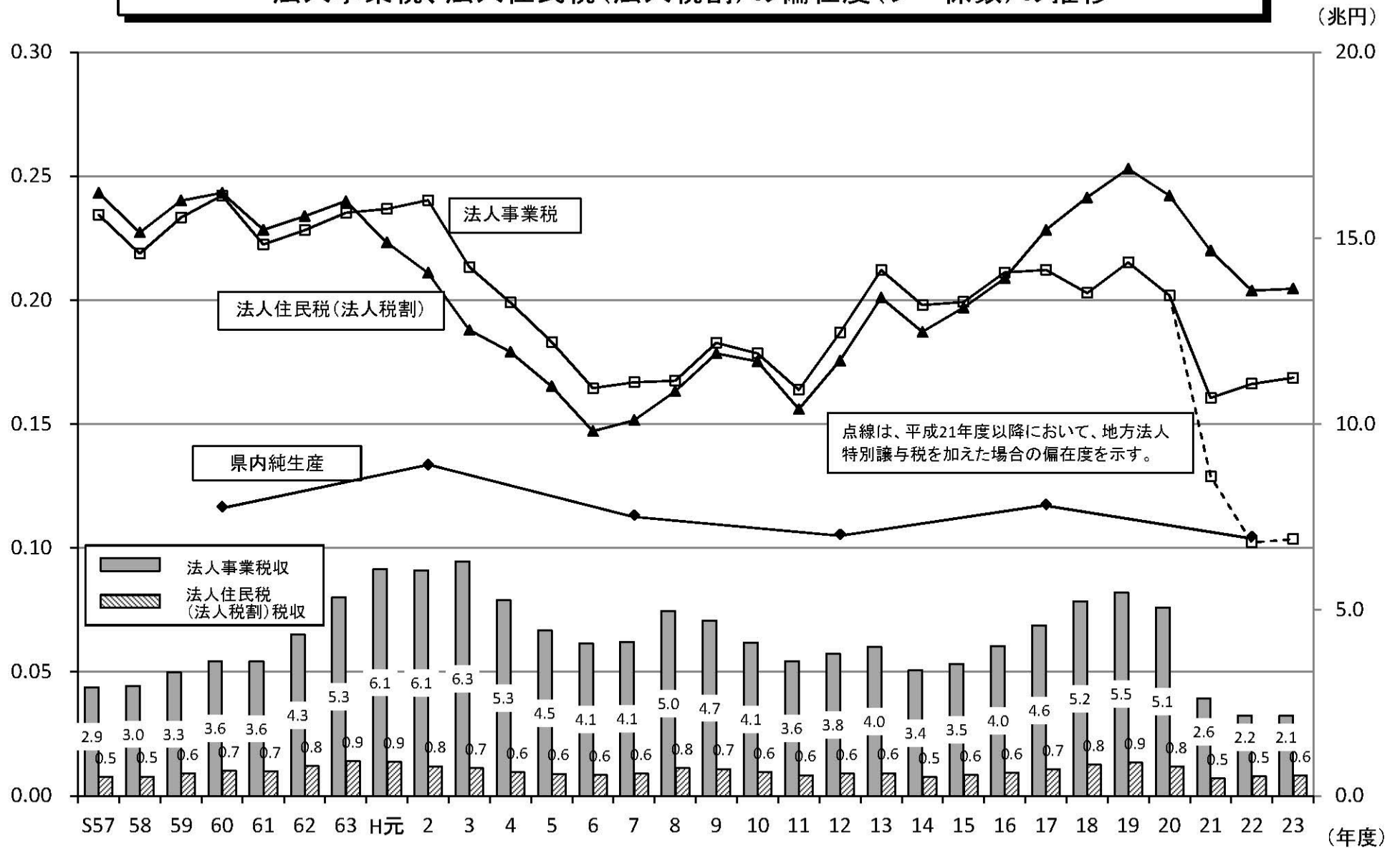
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

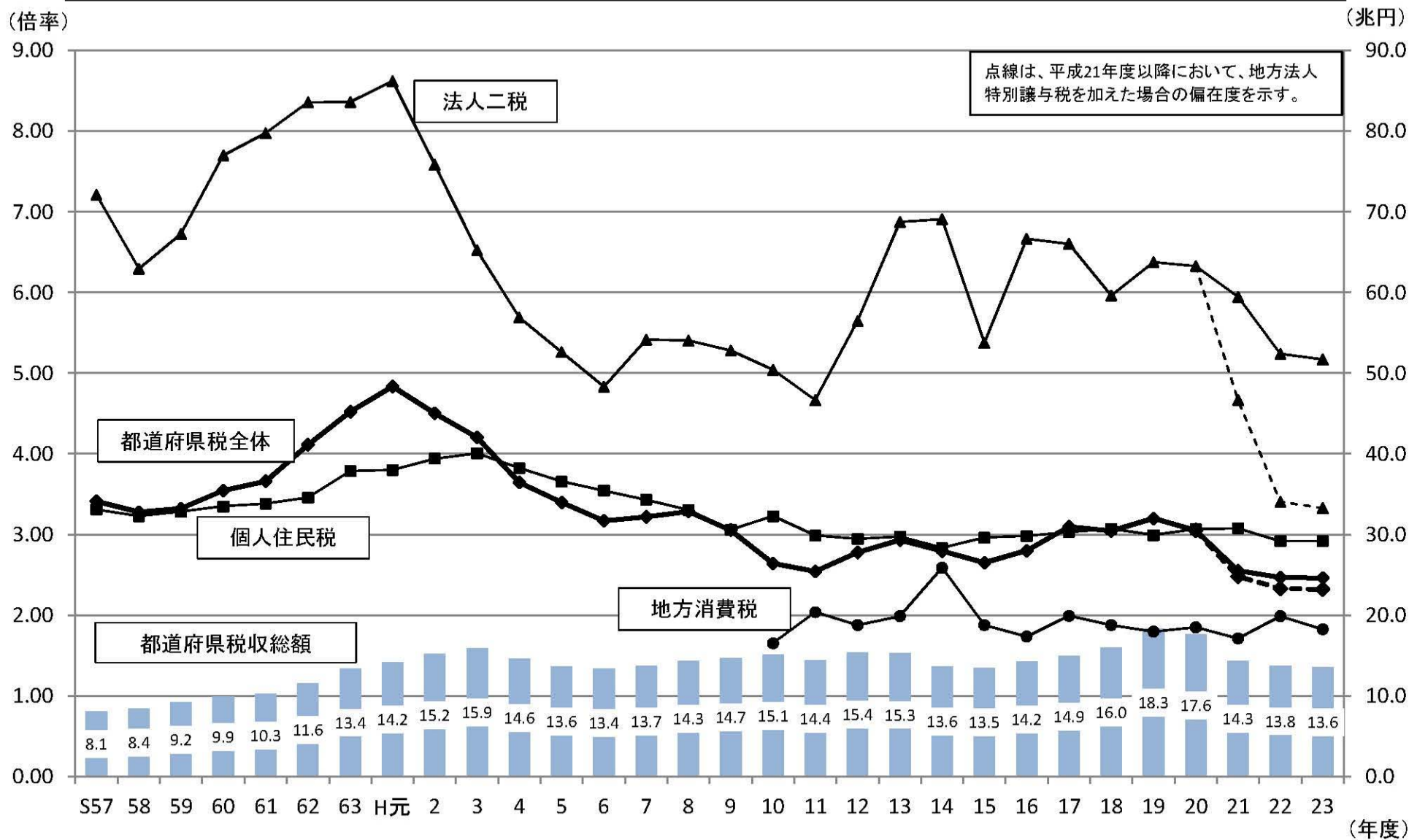
※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。  $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$   
 ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。  
 ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。  
 ※4 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

## 都道府県税の偏在度(最大/最小)の推移



※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

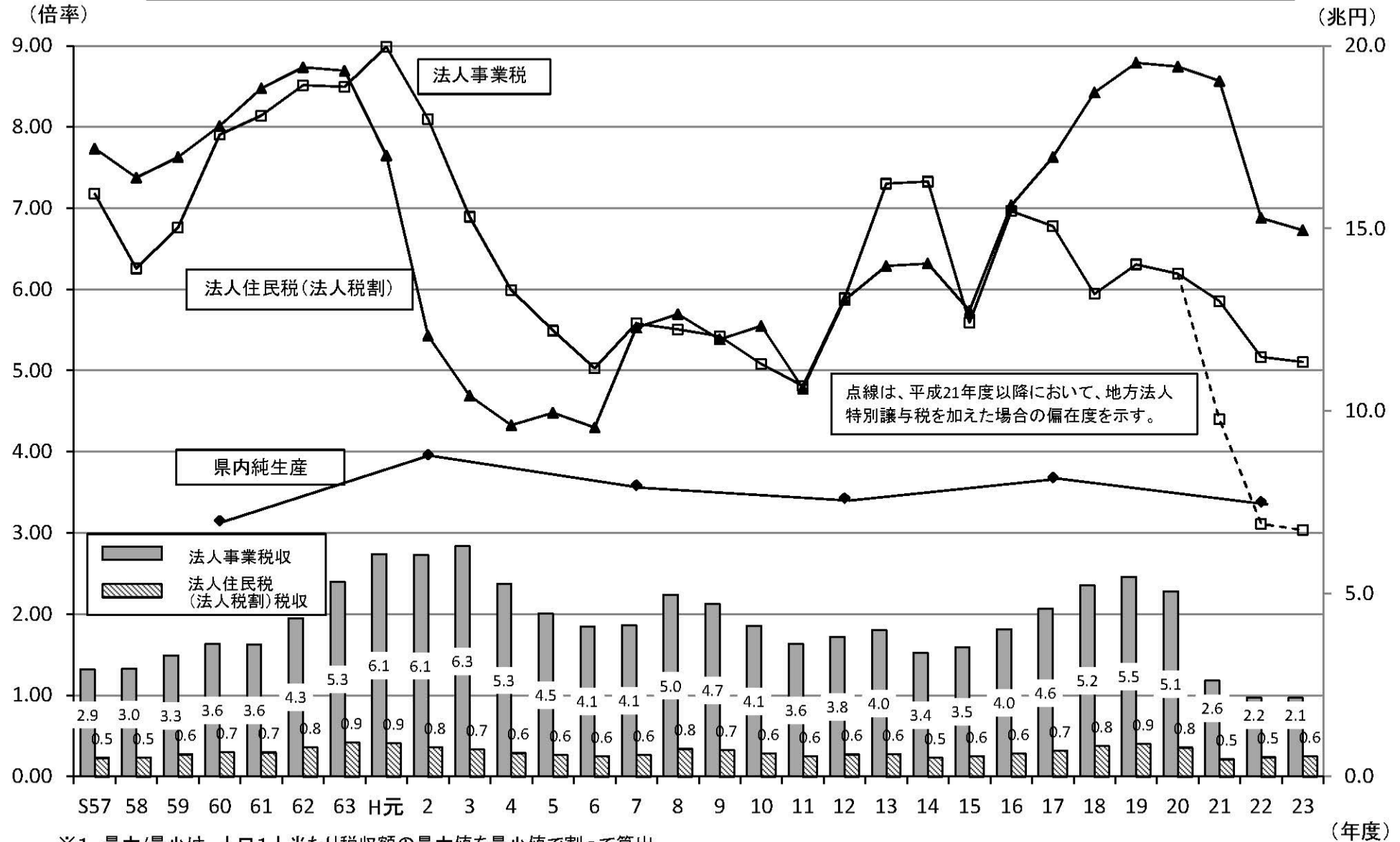
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移



※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

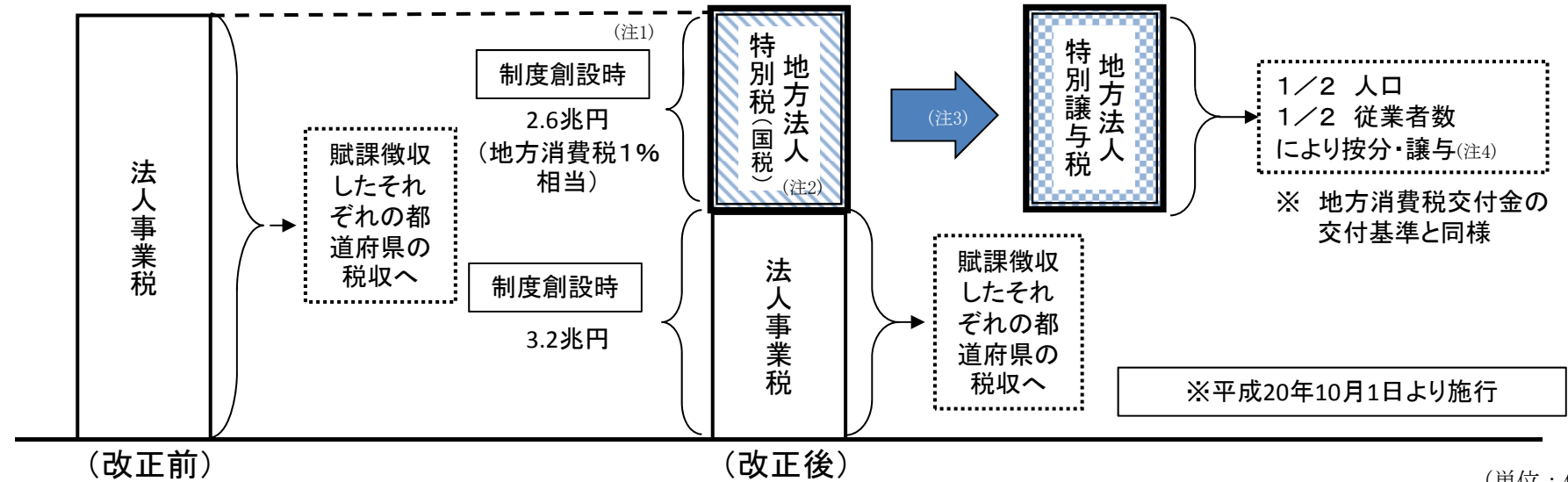
※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

## 地方法人特別税・譲与税について

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として創設



(注)  
 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。  
 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。  
 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。  
 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

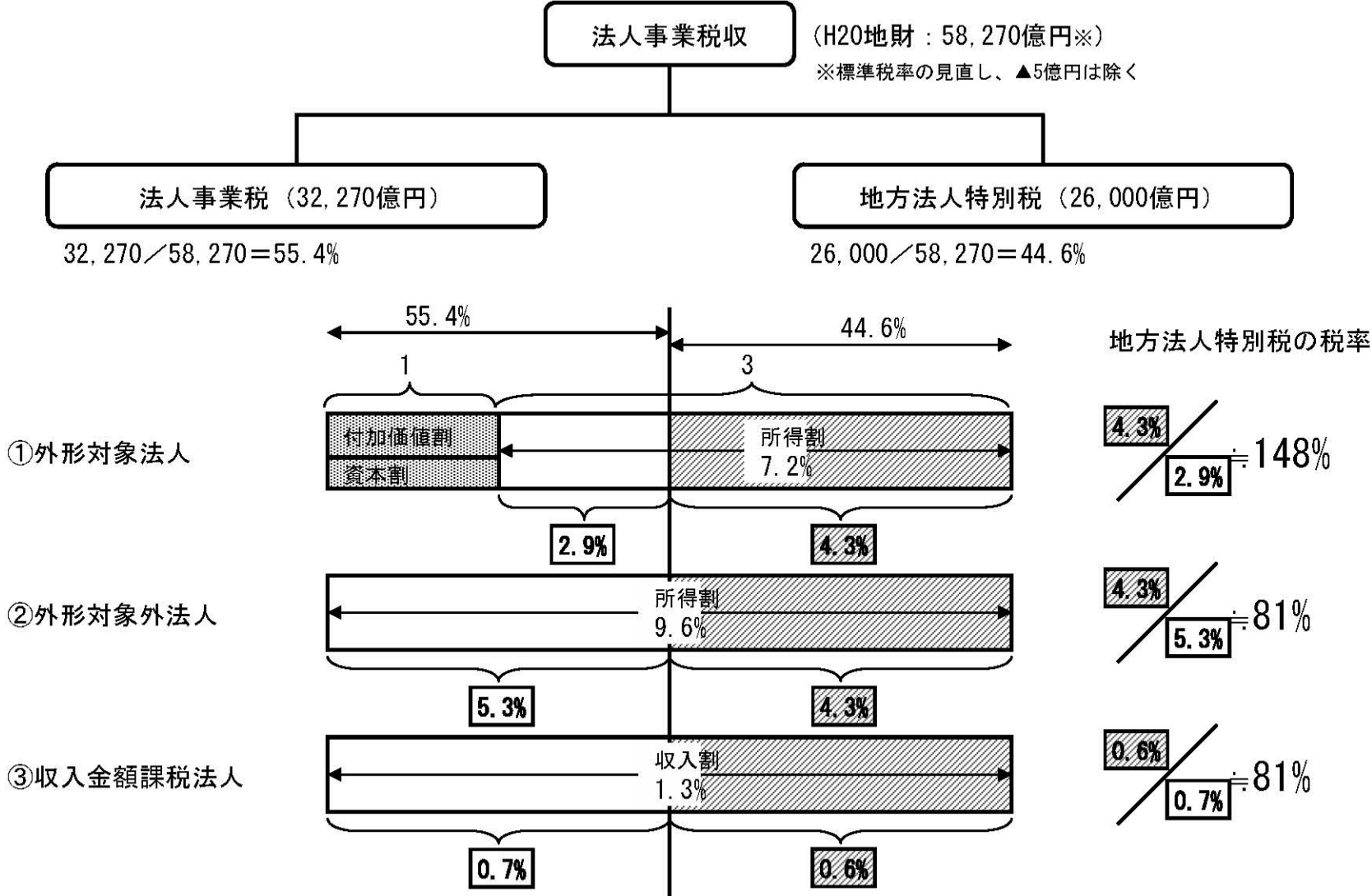
(単位：億円)

	制度創設時の想定	H23実績	H24実績 (見込)	H25地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,503	25,511	26,650
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	15,427	16,709	17,643
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,950	▲1,611	▲1,855
東京都	▲3,197	▲1,510	▲974	▲1,329
愛知県	▲414	▲121	▲189	▲161
大阪府	▲265	▲166	▲214	▲218



図表 5

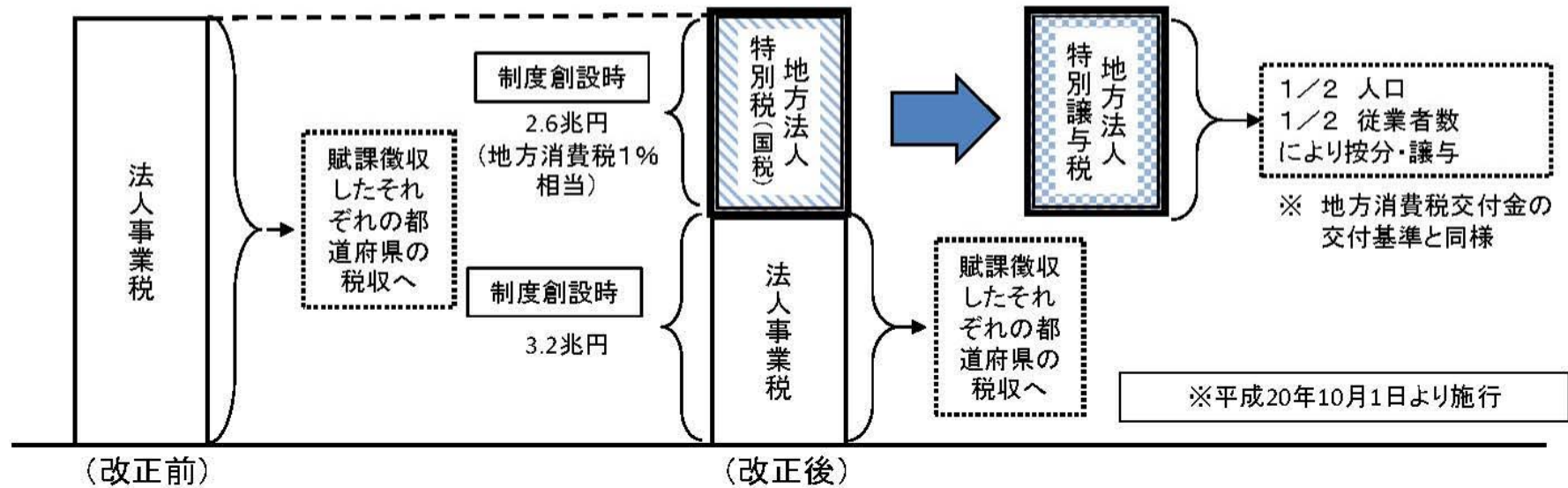
# 地方法人特別税の税率設定について



(注)

- ・新しい法人事業税（標準税率相当分）と地方法人特別税をあわせた税負担が現行の法人事業税（標準税率相当分）の負担を上回らないように税率を設定している。
- ・②及び③に係る地方法人特別税の税率を同一とした。
- ・端数処理の関係で計算式と税率とが一致しないところがある。

# 地方法人特別税・譲与税の制度創設時の偏在是正効果の推計



## 偏在是正効果の推計

	最大/最小	東京都シェア	ジニ係数
暫定措置なし	3.06倍	17.4%	0.100
↓			
暫定措置あり	2.43倍	15.5%	0.077

※1 平成20年度地方財政計画における都道府県税の税収総額を、平成17年度決算を用いて按分し推計。

※2 地方法人特別税・譲与税の制度創設時の規模2.6兆円を、地方法人特別税にあつては、平成17年度決算により按分し、地方法人特別譲与税にあつては、譲与基準(H17年度国調人口及びH18年度事業所統計従業者数)により按分して推計

# 都道府県税収の偏在度の変化

図表 7

		最大/最小	東京都シェア		ジニ係数		
実績	平成17年度	3.10 倍	17.4%		0.105		
	平成19年度	3.20 倍	17.7%		0.113		
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.46 倍	15.8%		0.082	
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	2.32 倍	15.5%		0.075	
	7年平均 (平成15～21年度)	税収のみ	2.92 倍	17.0%		0.095	
税収に地方法人特別譲与税(推計)を加算した場合		2.42 倍	15.5%		0.076		
試算		7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース
	地方消費税率を2.2%に引き上げた場合	2.31 倍	2.23 倍	15.2%	15.2%	0.068	0.068
	さらに地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元した場合	2.71 倍	2.45 倍	16.4%	16.0%	0.083	0.079

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

なお、7年平均(平成15～21年度)については、内閣府公表の「景気基準日付」における直近の景気循環(第14循環:平成14年1月～平成21年3月の約7年間)を基に税収が1年ずれて反映されることを考慮し、平成15年度から21年度の税収額の平均値を基に算出(一部推計)した。(推計方法は※3に掲載)

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「7年平均」欄の数値は、平成15～21年度の決算値の平均を基に試算した。その際、次のような調整を行った。

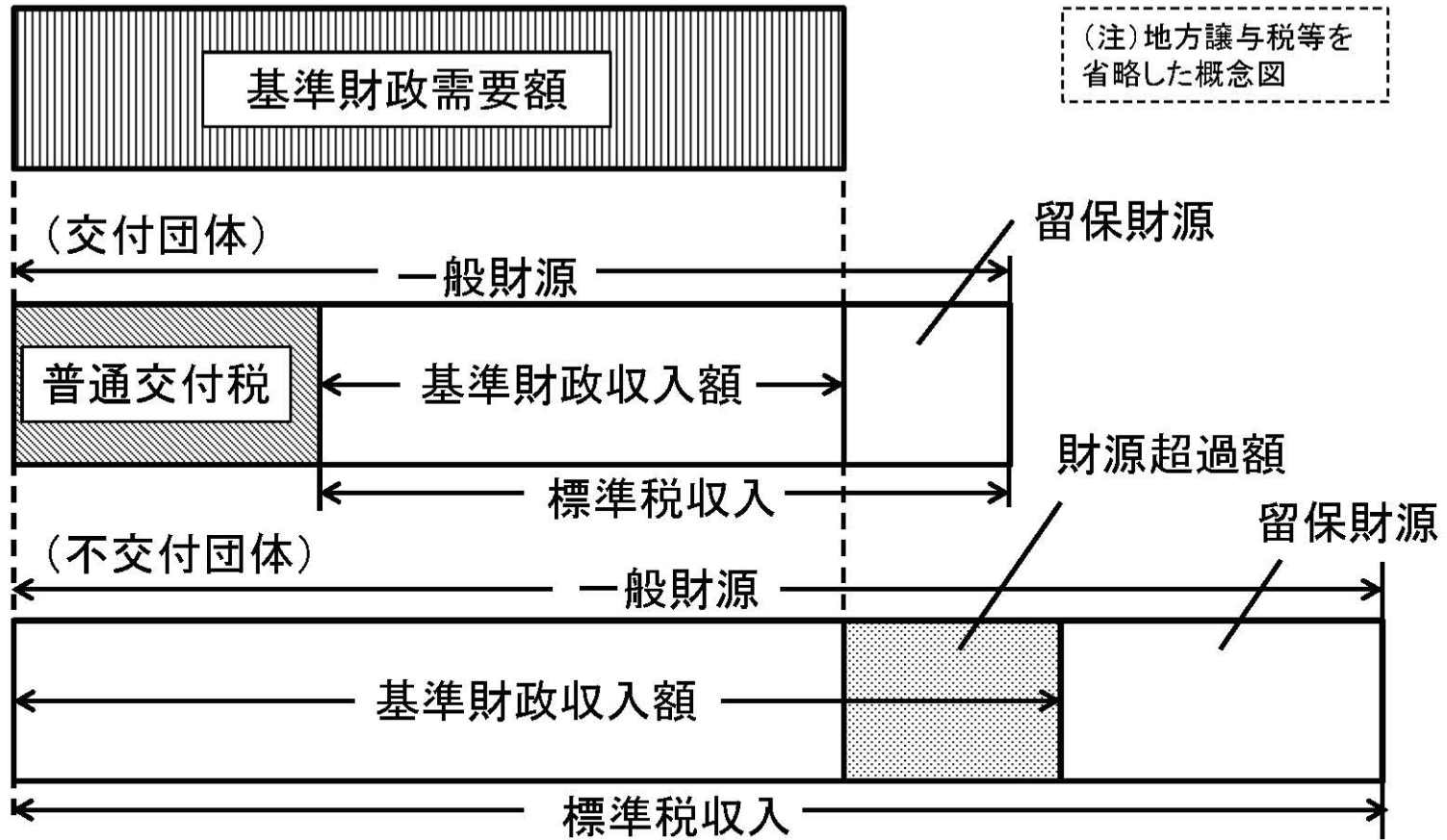
○ 外形標準課税導入前(平成15年度)及び平年度化前(平成16年度):資本金1億円超の普通法人の所得割額の1/4相当額を外形標準課税額とし、残った3/4相当額及び資本金1億円以下の普通法人等の所得割の合計額を税率比により按分して地方特別法人税額を推計。

○ 地方法人特別税・譲与税導入前(平成17年度～19年度)及び平年度化前(平成20～21年度):各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計。

上記により算出した、各年度の地方法人特別税額の平均額から、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

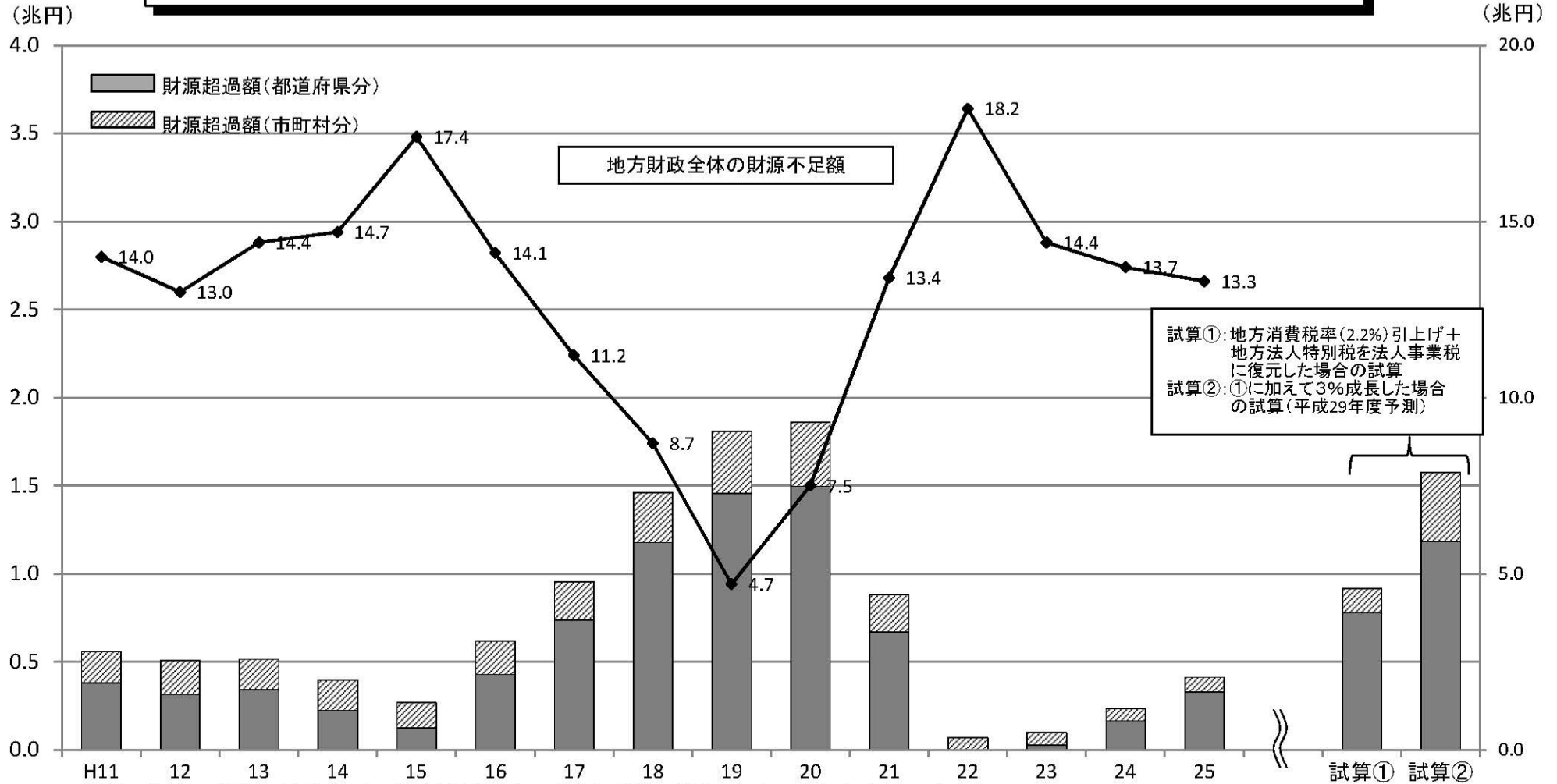
※4:人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

※ 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について



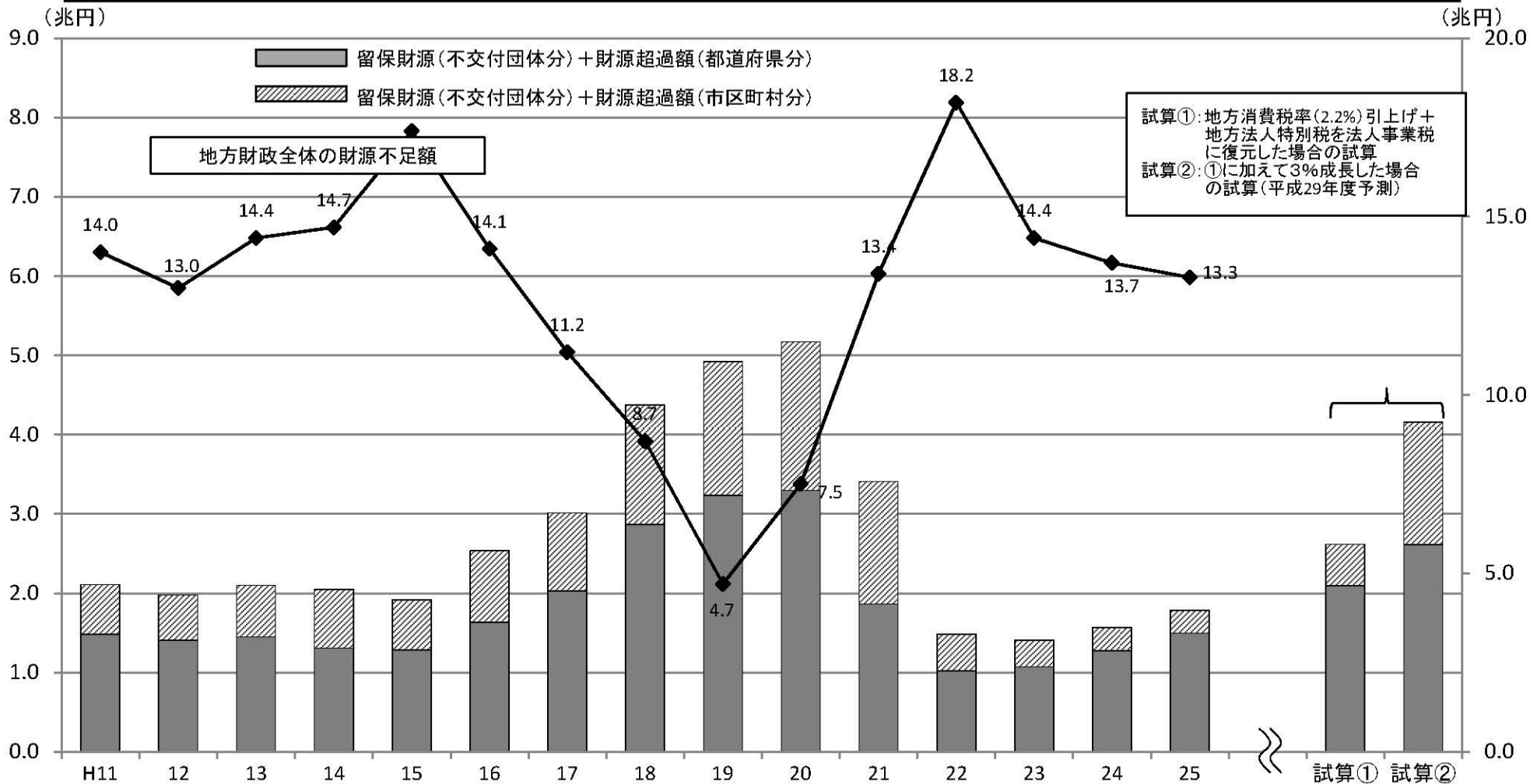
図表 9

財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)及び財源不足額の推移



※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。  
 ※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。  
 ※3: 「試算①」は、  
 ○ 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。  
 ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税率引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)  
 ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)  
 ○ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。  
 ※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

# 留保財源(不交付団体分) + 財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)及び財源不足額の推移



※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

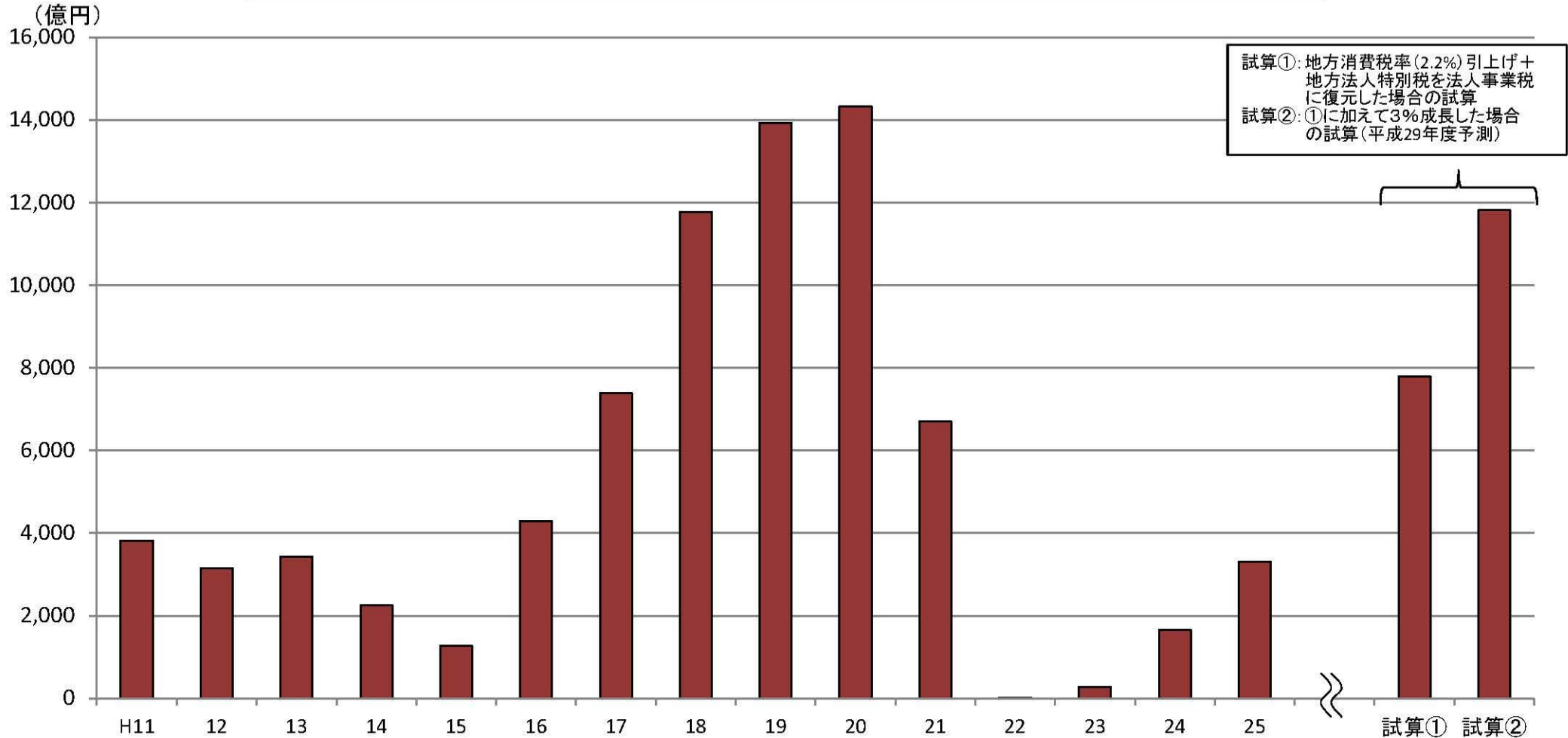
○ 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。

- ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
- ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)

○ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

都区の財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移



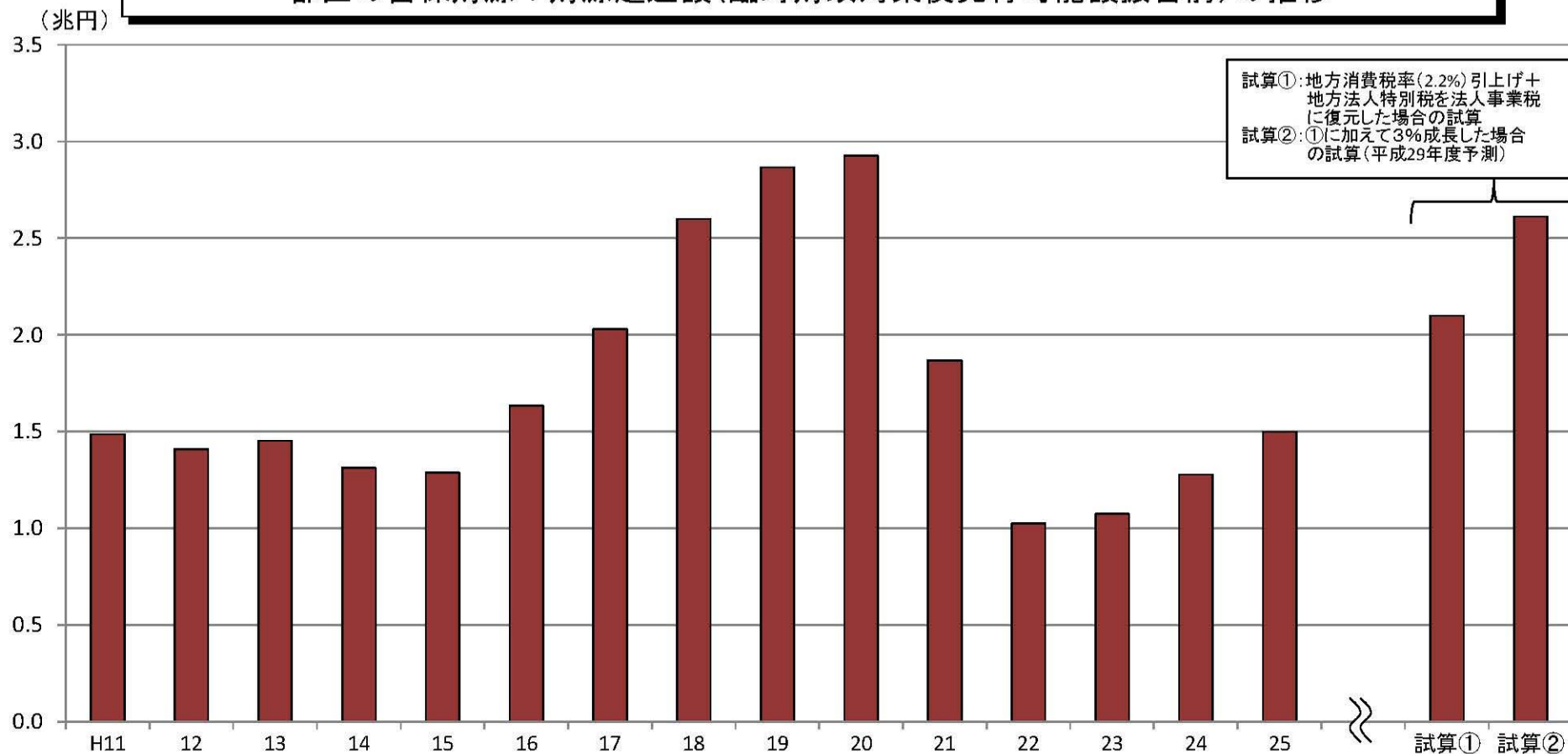
※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。
  - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
  - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した場合の財源超過額を試算したもので、復元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

## 都区の留保財源+財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移



※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

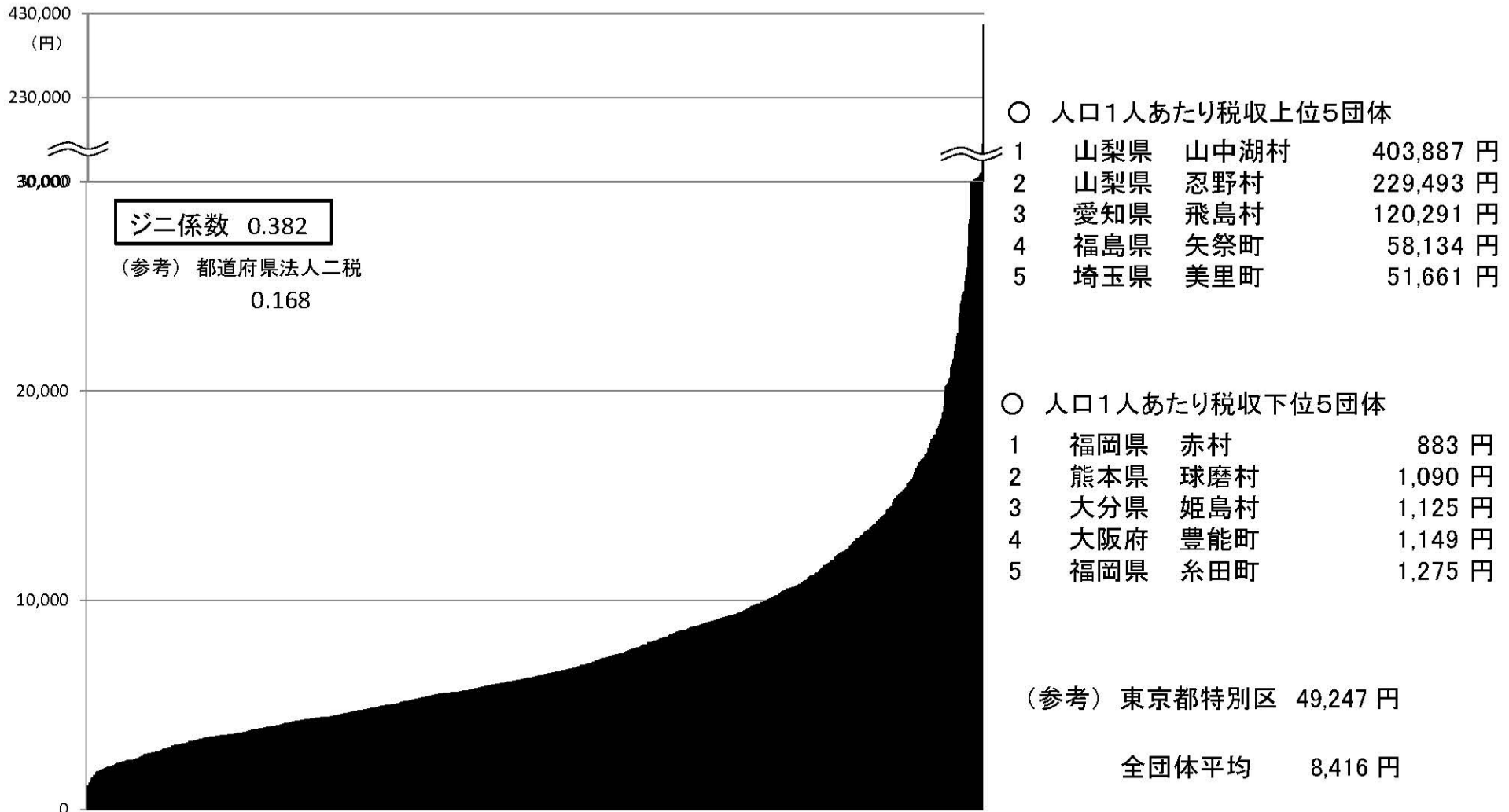
※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。
  - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税率引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
  - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した場合の財源超過額を試算したもので、復元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。



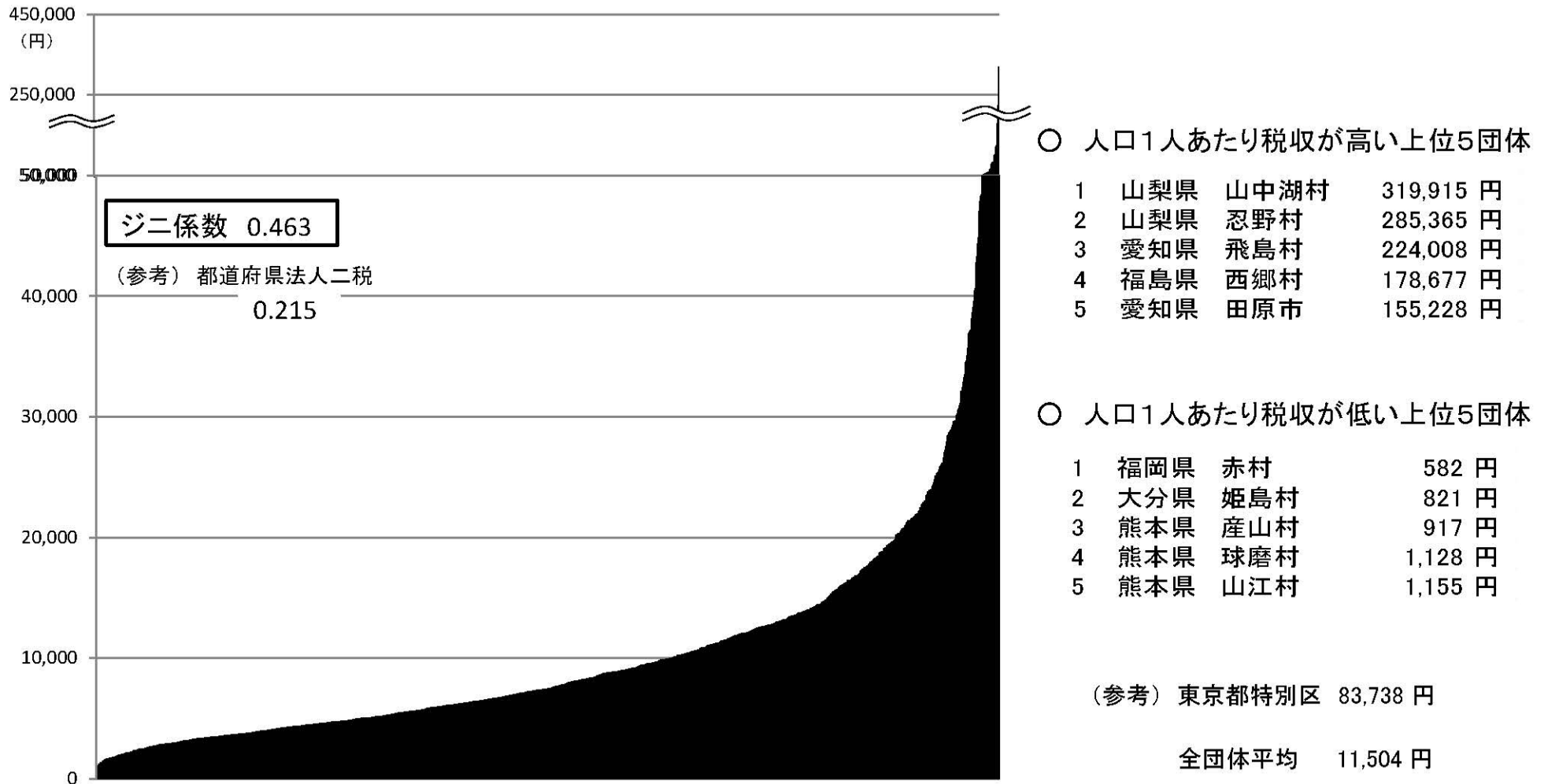
図表11

法人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)



※ 税収は平成23年度の決算における法人税割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。  
 ※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。  
 ※ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により規定されている「特定被災区域」を含まない。

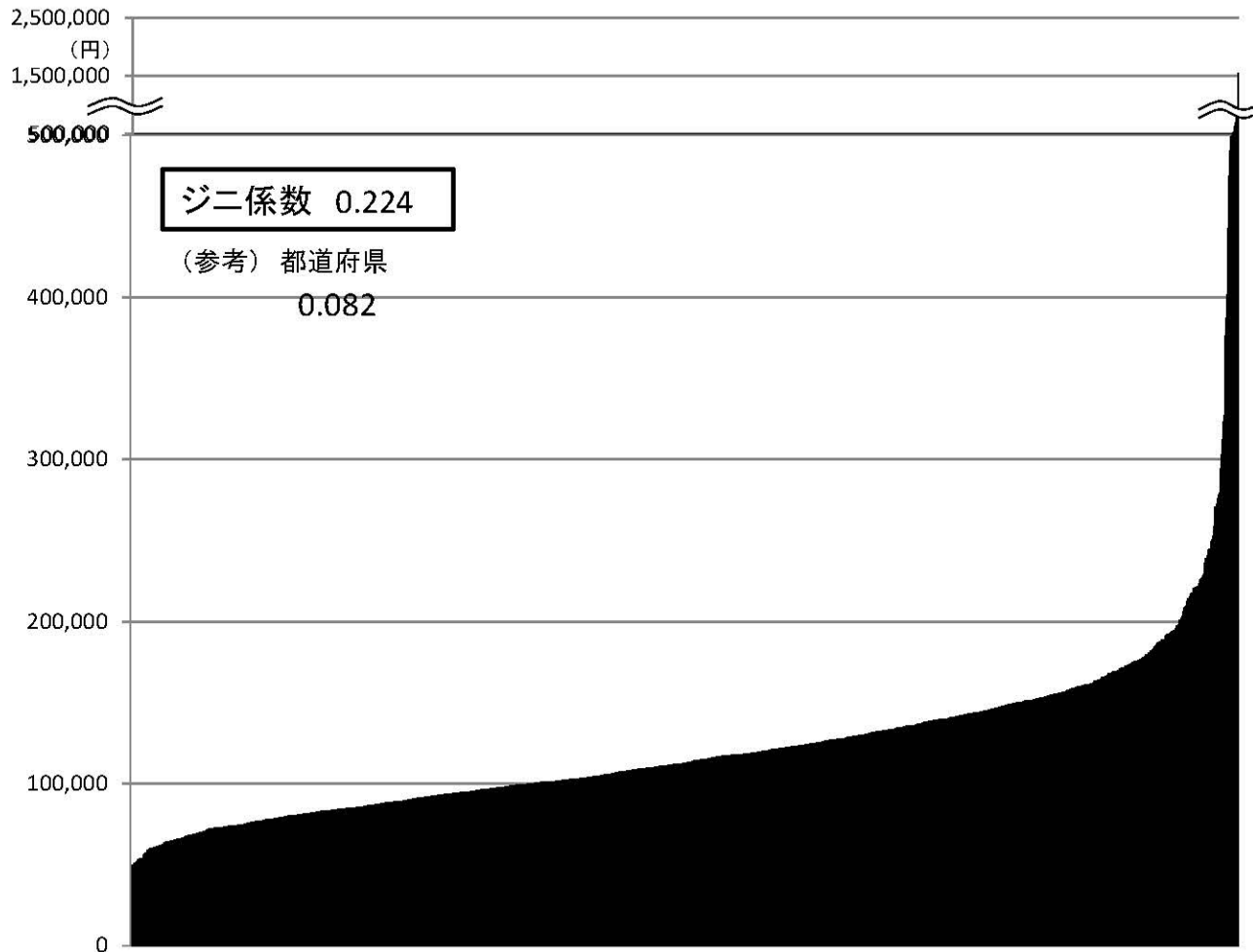
## 法人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



※ 税収は、平成19年度の決算における法人税割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。

市町村税収の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)



○ 人口1人あたり税収上位5団体

1	北海道	泊村	1,550,247	円
2	群馬県	上野村	1,508,088	円
3	長野県	南相木村	936,845	円
4	愛知県	飛島村	863,266	円
5	山梨県	山中湖村	686,995	円

○ 人口1人あたり税収下位5団体

1	鹿児島県	伊仙町	39,833	円
2	北海道	上砂川町	40,952	円
3	大分県	姫島村	50,025	円
4	北海道	歌志内市	50,229	円
5	鹿児島県	大和村	50,882	円

(参考) 東京都特別区 323,371円

全団体平均 126,099円

※ 税収は平成23年度の決算値であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。

## 市町村税収の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



### ○ 人口1人あたり税収が高い上位5団体

1	群馬県	上野村	1,837,561 円
2	長野県	南相木村	1,081,970 円
3	愛知県	飛島村	895,219 円
4	福島県	檜枝岐村	883,907 円
5	北海道	泊村	672,917 円

### ○ 人口1人あたり税収が低い上位5団体

1	鹿児島県	伊仙町	41,031 円
2	北海道	上砂川町	46,045 円
3	鹿児島県	大和村	47,873 円
4	沖縄県	伊平屋村	49,436 円
5	長崎県	小値賀町	49,858 円

(参考) 東京都特別区 366,173 円

全団体平均 129,271 円

※ 税収は、平成19年度の決算値であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。